

令和 8 年 8 月定例会

厚生委員会資料
(市民生活部)

雄和市民サービスセンター大規模改修事業について

- 議案第109号 雄和市民サービスセンター大規模改修建築工事請負契約を締結する件
議案第110号 雄和市民サービスセンター大規模改修電気設備工事請負契約を締結する件
議案第111号 雄和市民サービスセンター大規模改修機械設備工事請負契約を締結する件

1 事業概要

- (1) 工事場所 秋田市雄和妙法字上大部48番地1
(2) 構造規模 鉄筋コンクリート造地上3階建、延べ面積 3,709.84 m²
(3) 諸室配置 1階 市民生活受付窓口、子育て交流ひろば、洋室1室、防災機械室、調理室、多目的室2室、守衛室、トイレ
雄和地域公立保育所
2階 センター事務室、地域文化ホール、指定管理者事務室、和室3室、洋室3室、多目的室、会議室、トイレ
3階 書庫
(4) 工事概要 建築工事
・外部改修工事、内部改修工事、保育所整備工事、昇降機改修工事ほか
電気設備工事
・受変電設備、非常用発電設備、幹線設備、空調・動力設備ほか
機械設備工事
・空気調和設備、換気設備、衛生器具設備、給水設備ほか

2 事業スケジュール

令和8年10月	センター仮設庁舎へ引越
令和8年10月から令和9年12月17日まで	大規模改修工事
令和10年3月	窓口業務開始
4月	貸館業務開始

3 工事費（契約予定額）

（単位：円）

	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	計
令和8年度	174,460,000	60,280,000	100,402,500	335,142,500
令和9年度	697,840,000	241,120,000	301,207,500	1,240,167,500
合 計	872,300,000	301,400,000	401,610,000	1,575,310,000

4 配置図



雄和地域公立保育所

雄和市民サービスセンター

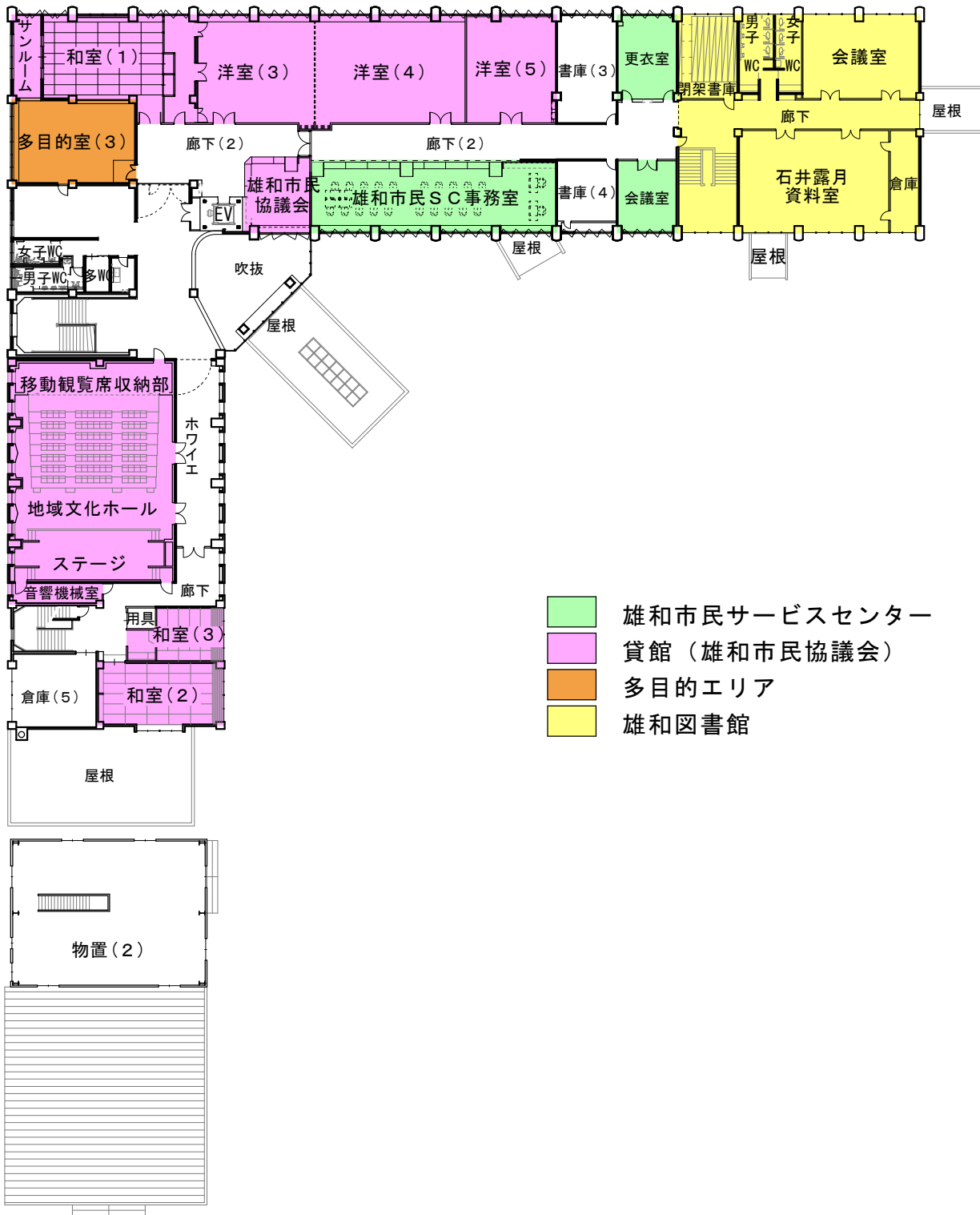
貸館（雄和市民協議会）

多目的エリア

雄和図書館

雄和市民サービスセンター大規模改修事業 改修後平面図

2 階



議案第109号 雄和市民サービスセンター大規模改修建築工事請負契約を締結する件

入札結果表

契約番号 306

工事名 雄和市民サービスセンター大規模改修建築工事

工事場所 秋田市雄和妙法字上大部48番地1

入札方式 総合評価落札方式による公募型指名競争入札

開札日 令和8年7月29日

予定価格 793,900,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）

調査基準価格 743,236,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）

落札金額 793,000,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）

落札者 長谷駒・伊藤工業・中央土建特定建設工事共同企業体

番号	商号又は名称	入札金額（税抜）	総合評価結果			摘 要
			価格評価点 (A)	技術等評価点 (B)	総合評価点 (A+B)	
1	長谷駒・伊藤工業・中央土建 特定建設工事共同企業体	793,000,000	0.0964	6.1250	6.2214	落 札
備考 入札金額は消費税および地方消費税を除いたものです。						

議案第110号 雄和市民サービスセンター大規模改修電気設備工事請負契約を締結する件

入札結果表

契約番号 307

工事名 雄和市民サービスセンター大規模改修電気設備工事

工事場所 秋田市雄和妙法字上大部48番地1

入札方式 総合評価落札方式による公募型指名競争入札

開札日 令和8年7月29日

予定価格 277,800,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）

調査基準価格 258,532,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）

落札金額 274,000,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）

落札者 日電興・本荘電気・日本海特定建設工事共同企業体

番号	商号又は名称	入札金額（税抜）	総合評価結果			摘 要
			価格評価点 （A）	技術等評価点 （B）	総合評価点 （A+B）	
1	日電興・本荘電気・日本海特定建設工事共同企業体	274,000,000	1.1627	8.8125	9.9752	落 札
備考 入札金額は消費税および地方消費税を除いたものです。						

議案第111号 雄和市民サービスセンター大規模改修機械設備工事請負契約を締結する件

入札結果表

契 約 番 号 308

工 事 名 雄和市民サービスセンター大規模改修機械設備工事

工 事 場 所 秋田市雄和妙法字上大部48番地1

入 札 方 式 総合評価落札方式による公募型指名競争入札

開 札 日 令和 8 年 7 月 29 日

予 定 価 格 365,100,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）

調 査 基 準 価 格 340,746,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）

落 札 金 額 365,100,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）

落 札 者 山二施設・山岡工業・北勢工業特定建設工事共同企業体

番号	商号又は名称	入札金額（税抜）	総合評価結果			摘 要
			価格評価点 （A）	技術等評価点 （B）	総合評価点 （A＋B）	
1	山二施設・山岡工業・北勢工業特定建設工事共同企業体	365,100,000	0.0000	6.9375	6.9375	落 札
備考 入札金額は消費税および地方消費税を除いたものです。						

除排雪について

1 令和7年度（昨冬）の除排雪実施状況等

(1) 稼働状況等

ア 令和6年度より8日早い12月4日に、東部の北地区と雄和地区の山間部において除雪の初稼働となった。

イ 1月25日には、積雪深が最大の33cmを記録した。

ウ 1月6日と23日、2月4日の3度にわたり市内全域において除雪を実施した。

（排雪は1月8日と26日、2月6日の計3回実施）

エ 全体稼働日数は52日で、道路除排雪経費は当初予算12億円に対し、3回の補正により約28億円となった。

（決算額は22億1,293万6千円）

オ コールセンターの着信数は12,612件であった。

（令和6年度は6,273件）

(2) 除排雪支援の利用実績

年度	間口登録	燃料支給		小規模堆雪場			小型除雪機 (コミセン配備)	小型除雪機 (シーズン単位)	有償 ボランティア
		団体	実績(L)	箇所	町内	面積(m ²)	貸出(件)	貸出(件)	団体
R3	2,248	68	8,364	24	23	7,466	24	18	—
R4	2,247	71	6,315	22	21	6,972	9	20	—
R5	1,876	74	4,719	23	22	7,360	7(4)	23	3
R6	1,969	80	7,335	20	19	6,044	18(7)	24	3
R7	1,961	86	8,077	22	21	6,526	13(5)	23	3

2 令和8年度ゆき総合対策実施方針について

別紙「資料」参照

令和 8 年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和 7 年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和 8 年度 実施方針	関係部局 (◎主担当部局)
1	効果的な道路除排雪の推進				
	(1) 除排雪				
	① 稼働基準				
	幹線道路、学校周辺の通学路、生活幹線道路および歩道は、路面積雪10cm以上もしくは、10cmを超えることが予想される場合に出動し、初期除雪の徹底を図ります。 また、生活幹線道路以外の生活道路は、原則10cm以上の場合に出動しますが、気象状況や路面状況等を総合的に判断して出動を決定します。 原則、作業は除雪を優先し、その後排雪を行います。 (＊基本計画 4 ページ)	・12月5日に、寒波の襲来により仁別・雄和地域の山間部において、10cm以上の路面積雪深を観測し、シーズンの初稼働となりました。 ・市内一斉除雪については、1月に2度、2月に1度の計3回実施しました。 ・試験的に新たな取組として、10cm以上の積雪があった場合、圧雪とにならないよう迅速な除雪を実施しました。	・圧雪とにならない迅速な除雪の取組については、一斉除排雪1回当たりの稼働費が低減され、アンケート調査では市民および除雪業者ともに肯定的な評価が過半数を占めました。	・引き続き、稼働基準に基づく、初期除雪の徹底を図るとともに、生活道路の除排雪については、広報あきたや説明会等において、稼働基準の理解を求めています。 ・雪山処理については、高さが概ね1.2mを超え、交通安全上必要な視距の確保が困難になった箇所について、速やかな撤去に努めます。 ・令和5年度から3年間試験的に実施した、10cm以上の路面積雪深があった場合に圧雪とにならないよう迅速な除雪を実施する取組について、検証結果を踏まえ、継続します。	建設部
	② 作業時間帯				
	幹線道路、学校周辺の通学路、生活幹線道路および歩道は、原則として夜間から早朝にかけて作業を実施します。 また、生活幹線道路以外の生活道路は日中の作業を原則としますが、豪雪時等は、昼夜問わず作業を実施します。 (＊基本計画 4 ページ)	・幹線道路、生活道路は一斉に稼働指示しました。交通量の多い幹線道路の一部については、夜間の作業時間帯に実施しました。 ・歩道は、通勤通学前の早朝に合わせての作業に努めました。	・作業の時間帯に関する住民からの要望はほとんどなく、協力が得られました。	・引き続き、周辺に配慮しながら、適切な作業時間帯に、作業を実施します。 ・さらなる除排雪作業の効率化を図るため、モデル地区(御所野他1地区(予定))において生活道路の夜間除雪を試験的に実施します。	建設部
	③ 権限分散				
	地域特性を考慮し、河辺・雄和市民サービスセンターへは、業者に対する除雪作業指示など一定の権限を分散しています。 (＊基本計画 4 ページ)	・河辺および雄和地域の除雪については、それぞれの市民サービスセンターで対応し、休日夜間については、本部において対応しました。	・稼働指示の判断基準のほか、稼働指示の連絡体制と役割分担について、再確認を行い、本部職員と連携して対応しました。	・引き続き、情報を共有しながら、河辺、雄和の両市民サービスセンターと本部がそれぞれの地区の降雪状況に応じ、きめ細やかな除排雪を実施します。	建設部
	④ 道路パトロール				
	ごみ収集(資源化物)等で市内の道路事情に精通している秋田市総合振興公社へ道路パトロールを委託し(河辺、雄和地区を除く9地区)、適切な道路状況の把握に努めます。 ※河辺、雄和地区については、合併以前から早朝までに除雪作業を終えることができるパトロールと迅速な除雪体制が整っていることから、本取組の対象外とします。 (＊基本計画 5 ページ)	・日中2班、夜間1班の2交替制を標準としたパトロール業務を秋田市総合振興公社に委託し、本部と連携して道路状況の把握や除雪後の仕上がり状況などの確認を行いました。 ・降積雪状況に応じて、班数や出動時刻を変更するなどの対応を行いました。	・降雪量が多くなることが予想される地域とともにふきだまり箇所や気温の上昇などにより、悪路となることが想定される地域などで重点的にパトロールしました。	・引き続き、2交替制を基本とし降雪状況に応じたパトロールを実施します。	建設部

令和 8 年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和7年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和8年度 実施方針	関係部局 (◎主担当部局)
	⑤ 予算計上				
	過年度の実績を踏まえた適正な当初予算の確保に努めます。 また、除雪車両に搭載したGPSシステムを活用し、除排雪業務委託料の執行状況を迅速かつ正確に把握することで、適切な時期に適切な金額を補正し、遅滞のない除排雪対応に努めます。 (* 基本計画 5 ページ)	・令和7年度は、当初予算額12億円に対して、1月9日に6億円、1月28日に6億円、2月6日に4億円の補正予算により28億円の予算となりました。 ・GPS端末を2,254台の作業車両に搭載し、予算の執行状況の把握に努めました。 【GPS搭載台数】 R7 : 2,254台 R6 : 2,253台 R5 : 2,345台 R4 : 2,360台 R3 : 1,843台 R2 : 867台 R元 : 900台 H30 : 851台 H29 : 851台 H28 : 851台	・GPS端末を活用し、作業状況や予算の執行状況を的確に把握し、適切なタイミングで補正予算を行い、除排雪を実施しました。	・除排雪作業をより効率的かつ効果的に実施するため、引き続き除排雪機械および排雪用運搬車両にGPS端末を搭載するほか、除排雪運行管理システム等の改修を行い、作業の正確な把握と適切な運行および予算執行管理を実施します。	建設部
	⑥ 除排雪機械オペレータの確保と技術の向上				
	除排雪機械のオペレータ不足を補うため、除排雪機械の運転免許取得費用等に対して助成を行います。 また、除排雪事業者の作業技術の向上および平準化を図るため、研修プログラムを策定し研修会を毎年継続的に実施します。 (* 基本計画 5 ページ)	・除排雪機械の運転免許取得費用等に対して、企業立地雇用課で実施している助成事業に、除排雪機械のオペレータ不足を補うための上乘せ助成を行いました。 【資格取得助成者数】 R7 : 2人 R6 : 6人 R5 : 4人 R4 : 3人 ・10月21～22日に希望者30人を対象に経験不足を補うための機械操作の実技を主とした研修会を実施しました。 【受講者数】 R7 : 30人 R6 : 36人 R5 : 40人 R4 : 60人 R3 : 29人 R2 : 8人 R元 : 38人 H30 : 15人 H29 : 40人 H28 : 32人 H27 : 79人 H26 : 66人 H25 : 124人 計597人	・オペレータの高齢化に伴い、技術の継承や人員の確保が懸念されています。	・引き続き、除排雪機械の運転免許取得費用等に対して助成を行います。 ・除排雪技術向上のため研修会を実施し、オペレータの育成に取り組みます。 ・委託業者に対して、人員確保や若手オペレータの育成および指導について要請していきます。	建設部
⑦ 県との連携					
県との連携をさらに強化し、管理区分にとらわれず一体的に作業を行う路線、堆雪場周辺道路の除雪体制および狭い市道との交差点の雪処理方法などについて協議します。 (* 基本計画 5 ページ)	・県道と市道の管理区分にとらわれず、効率的な除排雪作業を行うための県との交換路線は、10路線、11.9kmで実施したほか、県と市の除雪路線が交差する交差点の雪処理についても、相互に適切に対応しました。	・県道と連動して稼働を実施することで、効率的に除排雪を進めることができました。	・引き続き、県と協議し、交換除雪を行うなど効率的な除排雪を実施します。 ・県道と連動して稼働を予定している路線について、連絡体制の強化を実施していきます。	建設部	

令和 8 年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和 7 年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和 8 年度 実施方針	関係部局 (◎主担当部局)
(2) 堆雪場					
① 新規堆雪場の確保					
	豪雪時においては、既存の堆雪場のみでは効率的な排雪ができないことから、地域性を考慮しながら新たな堆雪場の確保に努めます。 (大規模) 恒久的に使用できる堆雪場の候補地を選定していきます。 (中規模) 沿道の耕作放棄地や耕作地で活用可能な候補地の選定に努めます。 (小規模) 住宅街にある空き地などの固定資産税を減免し、近隣住民のための堆雪場として確保します。 (＊基本計画 7 ページ)	(大規模) ・旧空港跡地や雄物川右岸に加え、下新城堆雪場についても、一般用堆雪場として開放しました。 (中規模) ・河辺の秋田市総合環境センターの一部、御所野地区および御野場地区の調整池を業者用の堆雪場として運用しました。 (小規模) ・地域住民用小規模堆雪場については、住宅密集地における堆雪場の確保に努めました。 R 7 : 22箇所 (21町内会) R 6 : 20箇所 (19町内会) R 5 : 23箇所 (22町内会) R 4 : 22箇所 (21町内会) R 3 : 24箇所 (23町内会) R 2 : 20箇所 (19町内会) R 元 : 17箇所 (16町内会) H30 : 20箇所 (18町内会) H29 : 27箇所 (25町内会) H28 : 32箇所 (29町内会)	(大規模) ・堆雪場は容量的に問題なく運用しましたが、排雪車両の集中時における混雑が一時的に発生しました。 (中規模) ・耕作放棄地の利用は、周辺耕作地で使用する用水への影響や、土地の地盤沈下などの影響が発生する可能性があり、耕作者や地元の理解が必要です。 (小規模) ・申請件数は昨年度と比較して 2 件増となっています。	(大規模) ・引き続きこれまでの堆雪場を運用してまいります。 ・堆雪場への搬入車両を平準化し、排雪作業の効率化を図るため、排雪地区を分け 2 日間で排雪作業を実施します。 (中規模) ・耕作放棄地の利用は難しい状況ですが、引き続き情報収集に努めます。そのほか、統廃合された学校グラウンドの活用などについて検討します。 (小規模) ・さらなる利用促進に向けて、ホームページの掲載方法の工夫や広報あきたの掲載回数を増やすことなどを検討し周知を図ります。	建設部
② 街区公園等の活用					
	街区公園や児童遊園地等への排雪については、スノーダンプやソリなどに限定して地域に開放します。 (＊基本計画 7 ページ)	・街区公園192箇所、児童遊園地468箇所、その他の公園42箇所、計702箇所を地域に開放しました。 R 7 : 街区192、児童遊園地468、その他42 計702箇所 R 6 : 街区192、児童遊園地468、その他42 計702箇所 R 5 : 街区192、児童遊園地466、その他42 計700箇所 R 4 : 街区192、児童遊園地463、その他43 計698箇所 R 3 : 街区191、児童遊園地462、その他42 計695箇所 R 2 : 街区190、児童遊園地459、その他42 計691箇所 R 元 : 街区179、児童遊園地463、その他43 計685箇所 H30 : 街区179、児童遊園地463、その他43 計685箇所 H29 : 街区179、児童遊園地459、その他43 計681箇所 H28 : 街区178、児童遊園地448、その他43 計669箇所	・特に問題点は確認されませんでした。	・引き続き、降雪初期から街区公園等を住民用の堆雪場として開放します。	建設部
(3) 情報提供					
① コールセンターの活用					
	道路除排雪に関する電話受付業務は、コールセンターへ委託し、本部職員の除排雪業務への対応の迅速化を図ります。 コールセンターの受付時間は、通常時午前 8 時から午後 8 時までとし、豪雪対策本部設置時は必要に応じ 24 時間体制で実施します。 (＊基本計画 7 ページ)	・電話応対業務を市内のコールセンターへ委託し、電話で受けた内容を本部とリアルタイムで共有することにより、除排雪業務への対応の迅速化を図りました。 ・受電率を上げるため、番号選択による自動音声応答 (I V R) を導入するとともに、1 回の通話時間について 10 分を目安とする案内(お願い)を、音声ガイダンスで行いました。 【開設期間】 R 7. 12. 10 から R 8. 3. 15 まで ゆき対策に関する要望等の件数 4, 750 件 R 7 : 4, 750 件 R 6 : 3, 232 件 R 5 : 1, 705 件 R 4 : 3, 232 件 R 3 : 8, 481 件 R 2 : 7, 032 件 R 元 : 1, 644 件 H30 : 1, 538 件 H29 : 3, 904 件 H28 : 7, 172 件	・「早急な除雪」や「雪山の早期撤去」の要望が多く寄せられました。 ・自動音声応答 (I V R) を導入した 3 年間の平均受電率は 86. 2 % とこれまで (R 1 ～ R 4) の 49. 9 % から向上しました。 ・路面状況が急激に悪化した際などの入電集中日には電話が繋がらない状況が発生しました。	・音声案内の内容や操作方法の見直しを行い、引き続き自動音声応答 (I V R) を活用していきます。 ・さらなる受電率の向上を図るため、電話が繋がらない場合でも問い合わせや要望を受け付けることができるボイスボット (録音受付機能) を導入します。	建設部

令和 8 年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和 7 年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和 8 年度 実施方針	関係部局 (◎主担当部局)
	② G P S の活用				
	G P S を作業車両に搭載し、稼働状況をホームページでリアルタイムに公開するとともに、稼働履歴の確認もできる機能としております。 また、作業予定については、作業効率が路面状況によって大きく異なるほか、降雪状況によって作業箇所の変更を余儀なくされる場合もあることから、情報提供のあり方を検討します。 (* 基本計画 7 ページ)	・ 2,254 台の G P S 端末を使用し、除排雪車両の稼働状況や稼働履歴をホームページで公開（排雪用運搬車両を除く）しました。 ・ ケーブルテレビのデータ放送に作業状況を公開するとともに秋田市公式 L I N E のメニュー画面からもホームページへ案内しました。 R 7 : 2,254 台に搭載 R 6 : 2,253 台に搭載 R 5 : 2,345 台に搭載 R 4 : 2,360 台に搭載 R 3 : 1,843 台に搭載 R 2 : 867 台に搭載 R 元 : 900 台に搭載 H30 : 851 台に搭載 H29 : 851 台に搭載 H28 : 851 台に搭載	・ 特に問題はありませんでした。	・ 引き続き、広報あきたや秋田市公式 L I N E を活用し、除排雪車両の稼働状況や稼働履歴が確認できる除排雪車両運行管理システムへの誘導による情報提供を進めます。	建設部
	③ 地域情報員の役割				
	地域と行政とのパイプ役である地域情報員については、除排雪実施期間中、町内会長と定期的に連絡を取り、市と町内会との信頼関係の構築に努めます。 (* 基本計画 9 ページ)	・ 職員にかかる負担を軽減するため、昨年度と同様に建設部と市民生活部の主席主査を配置して対応しました。また、地域情報員へ 220 件の要望等がありました。 R 7 : 419 人 (管理職 403 人 + 主席主査 16 人) R 6 : 389 人 (管理職 375 人 + 主席主査 14 人) R 5 : 383 人 (管理職 363 人 + 主席主査 20 人) R 4 : 398 人 (管理職 377 人 + 主席主査 21 人) R 3 : 405 人 (管理職 383 人 + 主席主査 22 人) R 2 : 388 人 (管理職 365 人 + 主席主査 23 人) R 元 : 395 人 (管理職 380 人 + 主席主査 15 人) H30 : 387 人 (管理職 360 人 + 主席主査 27 人) H29 : 386 人 (管理職 368 人 + 主席主査 18 人) H28 : 387 人 (管理職 368 人 + 主席主査 19 人)	・ 地域的な偏りや休日における要望対応など、年々地域情報員への負担が大きくなっています。	・ 引き続き地域情報員を配置し、地域から寄せられる除排雪に関する要望および意見に迅速に対応します。 ・ 地域情報員の役割を確認するために、説明会等を行います。	建設部
	④ 町内会長への情報伝達				
	町内会長に対し、緊急の情報伝達が必要な場合は、地域情報員と連携し、確実な情報伝達に努めます。 (* 基本計画 9 ページ)	・ 11 月に担当地域ごとの地域情報員連絡会において、主務者が中心となり、担当町内会の割り当てや地域情報員間の連絡体制を確立しました。 ・ 1 月 12 日に実施を予定していた市民一斉除雪デーについては、実施日の 3 日前に中止を決定したことから、地域情報員を通して町内会長に連絡を行いました。	・ 特に問題はありませんでした。	・ 緊急連絡が必要となった場合には、地域情報員とそれを統括する責任者を活用し、確実な情報の伝達に努めます。	市民生活部
	⑤ 除雪対象路線図の提供				
	毎年度、地域ごとに見直し修正する除雪対象路線図を町内会長へ配布するとともに、除排雪車両運行管理システムへ稼働状況と併せ路線図を表示し、除排雪における道路種別、区分についての情報を市民と共有します。 (* 基本計画 9 ページ)	・ 秋田市公式 L I N E を活用し、除排雪対象路線図を表示した除排雪車両運行管理システムへの誘導を行いました。 ・ 秋田市の全 1,010 町内会長を対象に町内の除雪対象路線図および秋田市公式 L I N E の登録方法などの資料を送付しました。	・ 特に問題はありませんでした。	・ 引き続き、秋田市公式 L I N E や広報あきたを活用して除排雪車両運行管理システムへ誘導し、稼働状況と併せ優先順位を示した路線図や除排雪における情報を市民へ提供するとともに、町内会長に対し道路除排雪基本計画書と一緒に除雪対象路線図を送付します。	建設部
	⑥ 様々な媒体の活用				
	市のホームページのトップに道路除排雪に関するポータルサイトを設けるほか、L I N E を活用したプッシュ型の情報配信により、稼働状況を含めた除排雪等に関する情報を広く市民に提供します。 (* 基本計画 10 ページ)	・ 閲覧者がよりわかりやすいように、市のホームページのトップページに道路除排雪に関するバナーを設けて、全市的な除排雪の情報を発信しました。 ・ 秋田市公式 L I N E を活用し、市民に向けて除排雪に関する情報および支援策や、除雪車運行状況について発信しました。	・ 秋田市公式 L I N E 登録者のうち、除排雪に関する登録者数が 11,000 人を超え、登録対象者に対しては、除排雪作業の予定路線等の情報発信を行うことができました。	・ 市民に引き続き広く情報を提供できるよう、ホームページや広報あきた等で、秋田市公式 L I N E への登録について促すよう努めます。	建設部

令和 8 年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和 7 年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和 8 年度 実施方針	関係部局 (◎主担当部局)
2	高齢者等支援の推進				
	(1) 高齢者等への配慮				
	① 雪寄せ支援				
	おおむね65歳以上の日常生活上の援助が必要なひとり暮らし高齢者等に援助員を派遣し、玄関から道路に出るまでの通路の雪寄せ作業を行います。 (1日1回1時間以内で、1週間に2回を上限) (※基本計画10ページ)	・高齢者雪寄せ支援事業について広報あきたやホームページ、地域包括支援センターを通じてPRを行い、サービスの利用に結びつけました。 【利用実績】 12月末：利用人数 180人 利用回数 358回 1月末：利用人数 718人 利用回数 3,519回 2月末：利用人数 488人 利用回数 963回 3月末：利用人数 0人 利用回数 0回 計 利用人数 1,386人 利用回数 4,840回	・前年比では利用人数、利用回数ともに減少しました。	・降雪期前から、広報あきたやホームページ等を活用して制度の周知に努め、新規利用者の円滑な登録に繋がります。	福祉保健部
	② 雪下ろし支援				
	道路豪雪対策本部が設置された際に、市民税非課税の高齢者のみの世帯や障がい者のみの世帯（持ち家に限る）に対し、雪下ろしや排雪に要する費用を助成します。 (※基本計画11ページ)	・広報あきた、市のホームページで制度の周知を図りました。 ・道路豪雪対策本部の設置がなく、利用申請はありませんでした。	・特に問題はありませんでした。	・広報あきたやホームページ等により制度の周知に努めます。 ・道路豪雪対策本部の設置の有無にかかわらず、市民からの要請や情報提供等があり、職員が現地で屋根の積雪状況を確認して家屋倒壊のおそれがあると判断した場合は、申請を受け付けることとします。	福祉保健部
	③ 買物支援				
	買物支援を実施している事業者からの聞き取りやニーズ把握により、新たな支援事業の掘り起こしに努めます。 (※基本計画11ページ)	・民間事業者等が提供するサービスに関する情報を掲載した冊子「秋田市暮らしに役立つサービス」に、買物支援等に関する情報を掲載しました。 冊子作成部数 15,000部	・多様化するニーズに対応し、様々なサービスの情報提供が必要です。	・冊子は2年に1度の作成であるため、本年度は作成しません。	福祉保健部

令和 8 年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和7年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和8年度 実施方針	関係部局 (◎主担当部局)
3 市民協働の推進					
(1) 地域住民による除排雪					
① 除排雪時の支援					
コミュニティセンター等へ小型除雪機械を配備し、町内会単位などで実施する除雪作業に貸し出します。 また、町内会等の地域団体を対象に小型除雪機の購入費の一部助成をはじめ、新たな支援策を検討していきます。 (＊基本計画11ページ)		・下記のとおり町内会等へ除雪機を貸出しました。 ()内：配達回数 参考 R7年12月 0回(0回) R6年12月 1回(1回) R8年1月 11回(3回) R7年1月 6回(3回) " 2月 2回(2回) " 2月 11回(3回) " 3月 0回 " 3月 0回 計 13回(5回) 計 18回(7回) ・下記のとおり、町内会等へ私道の除雪に対する報償金を支払いました。 3団体 248千円	・町内会等への小型除雪機の貸出し実績は気候条件などにより、前年度よりも若干減少しています。 ・有償ボランティア団体は、前年度と同数の登録団体数となっています。	・小型除雪機の利用促進を図るため、小型除雪機を使用して除雪しようとする町内会又は個人が希望する時間と場所に小型除雪機を配達して、回収するサービスを実施します（除雪距離50m以上）。 ・町内会等が私道を除雪する場合は報償金を支払います（機械使用50m以上、人力20m以上 400円/m 限度額10万円）。 ・両制度とも、より多くの団体等に利用いただけるよう今後も周知に努めてまいります。	市民生活部
① 除排雪時の支援					
個人所有の小型除排雪機械（農業用機械等）で実施する、地域の狭隘道路や歩道などを対象とした除雪作業に対する燃料を支給するほか、地域の除排雪作業を支援するため、町内会等へシーズンを通して貸与する小型除雪機械の燃料も支給します。 (＊基本計画11ページ)		・個人所有小型除雪機械等への燃料支給については、86団体からの申請があり、8,077リットル支給しました。 R7：86団体、8,077ℓ R6：80団体、7,336ℓ R5：74団体、4,719ℓ R4：71団体、6,315ℓ R3：68団体、8,364ℓ R2：64団体、7,282ℓ R元：52団体、3,554ℓ H30：60団体、4,833ℓ H29：59団体、7,061ℓ H28：56団体、5,937ℓ H27：37団体、3,525ℓ ・小型除雪機械22台と歩行型ローダ1台を23町内会等へ、シーズンを通して貸与しました。 R7：23町内会等へ貸与(HG22台+歩行型ローダ1台) R6：23町内会等へ貸与(HG22台+歩行型ローダ1台) R5：23町内会等へ貸与(HG23台) R4：20町内会等へ貸与(HG20台) R3：18町内会等へ貸与(HG18台) R2：16町内会等へ貸与(HG15台+歩行型ローダ1台) R元：17町内会等へ貸与(HG17台) H30：17町内会等へ貸与(HG17台) H29：15町内会等へ貸与(HG15台) H28：17町内会等へ貸与(HG15台、融雪機2台) ※ HG：ハンドガイド式除雪機 ・運転手付きダンプトラックおよびローダの貸出し R7 利用なし	・燃料支給は、特に問題はありませんでした。 ・市民協働を推進していく上で、小型除雪機械および運転手付きダンプトラック・ローダのさらなる利活用を進めていく必要があります。	・支援制度の利用促進を図るため、引き続き、町内会等への周知に努めていきます。	建設部
② 自助・共助意識の醸成					
地域住民の協力で町内や学校周辺の通学路の除排雪を実施する「市民一斉除雪デー」を実施します。 (＊基本計画11ページ)		・1月12日に予定していた「市民一斉除雪デー」について、積雪状況や気象状況を勘案し中止としました。 【参加者数】 R7：中止 R4～R6：中止 R3：1,597人 R2～H27：中止 H26：3,369人 H25：2,903人	・実施なし	・市民一斉除雪デーは、今後もより多くの市民が参加できるようPRに努めてまいります。 ・町内会アンケートに代えて、LINE登録者を活用した幅広い層からの市民アンケートを実施します。	市民生活部

令和 8 年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和 7 年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和 8 年度 実施方針	関係部局 (◎主担当部局)
	(2) マナーの徹底				
	① 広報活動の充実				
	除雪作業の妨げとなる路上駐車や、道路に宅地内の雪を出すなどの危険行為をしないといった基本的なマナーについて周知するため、パンフレットの作成やLINEを活用した広報活動に努めます。 (＊基本計画12ページ)	・町内会への資料配付や広報あきたで除排雪方法や支援策、除雪マナー等について周知を図りました。 ・道路への雪出し防止については、秋田県警察と連名でチラシを作成し、ホームページやSNSで法令遵守の啓発を行いました。 ・秋田魁新報の秋田市広報板を活用して、除排雪に関する情報を提供しました。(12/20～2/28)	・除雪マナー等について、毎年周知を行っていますが、未だ道路除雪に合わせ宅内の雪を出す人や、宅内との段差解消のための敷鉄板や段差プレートが道路に残置された状態が散見されたため、引き続き周知が必要です。	・引き続き、広報あきた・市ホームページ・秋田市広報板や、秋田市公式LINEを活用した広報活動を行い除雪マナーの徹底に努めます。	建設部
	(3) ボランティア活動の促進				
	① 自治体職員によるボランティア除雪				
	市職員みずからもボランティアとして除雪に協力します。 (＊基本計画12ページ)	・ボランティアの募集およびボランティアの除雪を行いました。 【除雪ボランティア登録者数】 (R 8. 2 月末日までの募集) 市職員 27名、県職員 111名 ・除雪ボランティア活動状況 市職員：1 件(4 名) 県職員：2 件(5 名)	・高齢化の加速により、除雪ができない市民が増加してきているため、第3者の力が必要となっています。その観点から市・県職員のボランティアの活動は大きな支えとなっています。 ・市民へ向けた除雪ボランティア登録の周知はしつつも、なり手となる方へのサポートも必要とされています。	・庁内で除雪ボランティア登録者を募集し、秋田市ボランティアセンターの依頼に基づき、除雪ボランティアを実施します。また、ボランティア活動の前日登録と保険加入が可能になったことを周知し、市職員がボランティアに参加しやすいようにします。	福祉保健部
4	安全対策の推進				
	(1) 空き家への対応				
	① 2 次災害の予防				
	積雪による倒壊や落雪により周辺に被害を及ぼすおそれのある管理不全な空き家について、所有者調査を実施し、適正管理の指導を継続して行います。 (＊基本計画12ページ)	・管理が不適切な空き家の所有者等(197件)に対し、文書又は口頭による指導等を行いました。 ・広報あきたおよびホームページ等を活用し、空き家の適正管理の重要性を周知啓発しました。	・適正管理が行われていない場合には、引き続き所有者等に対し指導等を行う必要があります。	・管理が不適切な空き家について、所有者等への指導等を行うとともに、積雪による空き家の倒壊等の差し迫った事案が発生した場合には、関係課所室と連携し適切に対応します。 ・広報あきたおよびホームページ等を活用し、空き家の適正管理の重要性を周知啓発します。	都市整備部

令和 8 年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和 7 年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和 8 年度 実施方針	関係部局 (◎主担当部局)
5	雪に強いまちづくりの推進				
	(1) 排雪場所の確保				
	① 流雪溝の利活用				
	現在稼働している流雪溝について、今後も適切に維持管理を行い機能を確保するとともに、沿線住民へ周知を図り利活用の促進に努めます。 (* 基本計画13ページ)	・既存の流雪溝について、すべて例年どおり稼働し、沿線住民が活用しました。	・特に問題はありませんでした。	・沿線住民に周知を図り、引き続き施設の機能を確保しつつ沿線住民の利活用の促進に努めてまいります。	建設部
	(2) 歩行者の利便性向上				
	① 消融雪歩道のネットワーク化				
	中心市街地の消融雪歩道のネットワーク化を図るため、引き続き整備に努めます。 (* 基本計画13ページ)	・既存の消融雪施設の適切な稼働管理と機械除雪の組み合わせにより、冬期の安全な歩行者空間の確保に努めました。	・既存施設の老朽化への対応が課題となっております。	・引き続き、既存の消融雪施設の適切な稼働管理と機械除雪の組み合わせにより、冬期の安全な歩行者空間を確保します。 ・令和 7 年 3 月に改定した「秋田市消融雪施設整備計画」に基づき、計画的な修繕による延命化を図ります。	建設部

秋田市市民サービスセンター運用方針の緩和について

1 概要

市民サービスセンターの施設利用について、利用促進や利便性の向上を目的に、利用団体の計画的なイベント使用や少人数利用の潜在需要を確認し、使用基準を緩和する実証実験を行い検証した結果、令和 8 年 10 月 1 日より運用方針を緩和するもの。

2 今後の運用方針（案）

- (1) 最低利用人数を 5 名から 2 名に引き下げる（多目的ホール、体育館および地域文化ホール、和室・洋室（面積 150 m²以上）を除く）。
- (2) 予約可能期間を 1 か月前から 3 か月前（日程の確保が必要なイベント※に限る）に変更する。
- (3) 1 日最大 4 時間から 8 時間までの利用を可能とする。
- (4) 上記運用は、営利・非営利を問わないものとする。
- (5) 全ての市民サービスセンターにおいて、同一基準（上記(1)から(4)まで）を貸出マニュアルに設定することで運用を統一する。

※日程の確保が必要なイベント例

- ・秋田市が開催地の広域的行事の予定が明らかなイベントで、地域振興と判断されるもの。
- ・企業団体のイベントで年間スケジュールに組み込まれ、周知が明らかに必要なもの。

3 これまでの経緯

利用促進のための使用基準緩和にあたり、利用需要の確認や課題抽出のため、実証実験を行った。

(1) 実証実験期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

令和 7 年 7 月 1 日から中央市民サービスセンターで先行実施

令和 8 年 4 月 1 日から全市民サービスセンターで実施

(2) 実証実験の検証結果

ア 施設使用件数等実績

対象施設	中央市民サービスセンター				全市民サービスセンター			
検証データ	令和7年7月～令和8年6月				令和8年4月～令和8年7月(20日まで)			
項目	施設使用 件数 (件)	利用 人数 (人)	月平均 稼働率 (%)	市民サービスセン ター使用料 (円)	施設使用 件数 (件)	利用 人数 (人)	月平均 稼働率 (%)	市民サービスセ ンター使用料 (円)
実証実験期間の 実績	9,123	90,824	42.6	1,607,060	12,833	122,168	33.8	2,073,580
前年実績	8,363	85,442	39.2	1,357,080	12,727	124,610	33.7	1,878,890
前年比増減数	760	5,382		249,980	106	△ 2,442		194,690
前年比増減率 (%)	9.1	6.3	3.4	18.4	0.8	△ 2.0	0.1	10.4

※ 前年実績については、中央市民サービスセンターは令和6年7月から令和7年6月までのデータ

全市民サービスセンターについては、令和7年4月から令和7年7月までのデータ

イ 予約件数

対象施設	中央市民サービスセンター						全市民サービスセンター					
検証データ期間	令和7年7月～令和8年6月						令和8年4月～令和8年7月(20日まで)					
	営利		非営利		計		営利		非営利		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1か月前	554	73.4%	2,364	67.1%	2,918	68.2%	340	59.7%	978	58.4%	1,318	58.8%
2か月前	102	13.5%	480	13.6%	582	13.6%	104	18.3%	224	13.4%	328	14.6%
3か月前	99	13.1%	681	19.3%	780	18.2%	125	22.0%	472	28.2%	597	26.6%
計	755	100.0%	3,525	100.0%	4,280	100.0%	569	100.0%	1,674	100.0%	2,243	100.0%

ウ 利用者・指定管理団体の意見等

- ・ 使用状況や管理上の問題および使用者の意見や苦情については、指定管理団体からの聞き取りを実施し、問題点は見受けられなかった。
- ・ 最低利用人数については、多目的ホールなど面積が広く、多人数で使用するための部屋は適用を除外するのが望ましい。
- ・ 先行予約については、無条件で運用することにより予約数が増えるとともにキャンセルが増加していることから、3か月先の日程の確保が必要なイベントなどに限定して実施(イベント内容を周知チラシなどで予約時に確認する)することが望ましい。

4 今後の予定

令和8年9月 周知期間(広報あきた10月号へ掲載)

10月 新たな方針の運用開始